

高知県重度心身障害児・者医療費助成事業実施要項

1 目的

この事業は、重度心身障害児・者の保健の向上及び福祉の増進を図るために、重度の障害のある方又はその保護者に対して医療費の一部を助成するものである。

2 実施主体

この事業の実施主体は、市町村とする。

3 医療費助成対象者

(1) 障害児（1歳以上18歳未満の者）

ア 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する1級又は2級に該当する身体障害を有する者

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所において、重度知的障害（知能指数がおおむね35以下）と判定された者

ウ 身体障害者福祉法施行規則別表第5号に規定する3級又は4級に該当する身体障害を有し、かつ、上記児童相談所において、中度知的障害（知能指数がおおむね36以上50以下）と判定された者

(2) 障害者（18歳以上の者）

ア 身体障害者福祉法施行規則別表第5号に規定する1級又は2級に該当する身体障害を有する者であって、かつ、65歳に達する日の前日までに助成の申請を行い市町村長の認定を受けた者及び平成15年9月30日までに助成の申請を行い市町村長の認定を受けた者又は市町村民税非課税世帯の者

イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所において、重度知的障害（知能指数がおおむね35以下）と判定された者であって、かつ、65歳に達する日の前日までに助成の申請を行い市町村長の認定を受けた者及び平成15年9月30日までに助成の申請を行い市町村長の認定を受けた者又は市町村民税非課税世帯の者

4 対象事業

助成対象事業は、市町村が次の（1）から（7）のいずれかに該当する医療費助成対象者に対して、重度心身障害者又はその保護者が現に加入している医療保険による医療費の一部を助成する事業とする。

(1) 当該市町村の区域内に住所を有する者（次のアからカに掲げる者を除く。）

ア 他の市町村から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第29条又は第30条の規定による、介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費（以下「介護給付費等」という。）の支給を受けている者

イ 他の市町村から身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第2項及び知的障害者福祉法第16条第1項の規定に基づき障害者支援施設等への入所等の措置が採られている者

ウ 他の市町村から当該市町村の区域内に設置されている障害者総合支援法第5条第28項に規定されている福祉ホームに入居している者

エ 他の市町村長が知的障害者福祉法第15条の4の規定により、共同生活援助にかかる障害福祉サービスの提供を委託している者

オ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2の規定により、他の市町村の行う国民健康保険の被保険者である者

カ 高知県後期高齢者医療広域連合の行う後期高齢者医療の被保険者である者で、他の市町村から当該市町村へ国民健康保険法第116条の2に掲げる入院、入所又は入居を理由に住所を変更したと認められる者

(2) 当該市町村から障害者総合支援法第29条又は第30条の規定による、介護給付費等の支給を受けている者

(3) 当該市町村から身体障害者福祉法第18条第2項及び知的障害者福祉法第16条第1項の規定に基づき、障害者支援施設等への入所等の措置が採られている者

(4) 当該市町村から他の市町村の区域内に設置されている障害者総合支援法第5条第28項に規定されている福祉ホームに入居している者

(5) 当該市町村長が知的障害者福祉法第15条の4の規定により、共同生活援助にかかる障害福祉サービスの提供を委託している者

(6) 国民健康保険法第116条の2の規定により、当該市町村が行う国民健康保険の被保険者である者

(7) 高知県後期高齢者医療広域連合の行う後期高齢者医療の被保険者である者で、当該市町村から他の市町村へ国民健康保険法第116条の2に掲げる入院、入所又は入居を理由に住所を変更したと認められる者

5 交付額の負担区分

「4」に定める対象事業の負担区分は、県及び市町村がそれぞれ1/2ずつとする。

6 助成の額

助成する額は、保険給付を受けるべき者が負担すべき額とする。

7 助成の方法

医療費の助成は、助成する額を保険医療機関等に支払う（現物給付）ことによって行う。

ただし、高知県以外の保険医療機関等で、医療を受ける場合は、療養費払いとする。

8 助成の期間

助成の期間は、受給資格の要件を満たすこととなった日の属する月の初日から、受給資格の要件を欠くに至った日の属する月の末日までとする。

9 他の法令との関連

この要項による助成対象者が、児童福祉法、母子保健法（昭和40年法律第141号）、障害者総合支援法、その他法令等によって、国又は地方公共団体の負担において医療の給付が行われる場合は、当該給付額の限度において助成額の全部又は一部を支給しない。

10 用語の定義

(1) この要項において「保護者」とは、親権を行う者、後見人その他の者で重度心身障害者を現に監護する者をいう。

(2) この要項において「医療保険」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）

イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）

ウ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

オ 国民健康保険法

カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

キ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

(3) この要項において「保険給付」とは、次に掲げるものをいう。

医療保険各法に規定する療養の給付、保険外併用療養費、療養費、家族療養費、訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費

(4) この要項において「市町村民税非課税世帯の者」とは、医療費の助成を受けようとする日の属する年度（助成を受けようとする日の属する月が4月から6月までの場合にあっては前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税がその属する全ての世帯員について課されない者をいう。

附 則

この要項は、公布の日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、昭和58年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、昭和61年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成元年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成6年10月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成7年7月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成15年10月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成18年10月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成19年2月21日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から適用する。